原動機を用いる歩行補助車等の型式認定についての試験

（警察庁交通局交通企画課）

１．制度の概要

国家公安委員会は、道路交通法施行規則第 39 条の２第１項等の認定に必要な当該型式についての試験を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人を指定することとされている。

※　原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成４年国家公安委員会規則第 19 号）第２条第２項に掲げられた要件のすべてに適合している法人であれば、法人の種類に関係なく上記の指定を受けることができます。また、指定を受けることができる法人の数に制限はありません。

２．指定、登録等の基準

〇　道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）

（原動機を用いる歩行補助車等の型式認定）

第 39 条の２　原動機を用いる歩行補助車等の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる歩行補助車等の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

２～３　（略）

４　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない

一～二　（略）

三　第１項の認定に必要な当該型式についての試験を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人として国家公安委員会が指定したものが行う当該型式についての試験の結果及びその意見

５～８　（略）

（人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定）

第 39 条の３　人の力を補うため原動機を用いる自転車（以下「駆動補助機付自転車」という。）の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する駆動補助機付自転車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

２　（略）

３　前条第３項から第８項までの規定は、第１項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「駆動補助機付自転車」と読み替えるものとする。

（原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定）

第 39 条の４　原動機を用いる車いすの製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車いすの型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

２　（略）

３　第 39 条の２第３項から第８項までの規定は、第１項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「車いす」と読み替えるものとする。

（普通自転車の型式認定）

第 39 条の５　自転車の製作、組立て又は販売を業とする者は、その製作し、組み立て、又は販売する自転車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

２　（略）

３　第 39 条の２第３項から第８項までの規定は、第１項の認定について準用する。この場合において、同条第３項第２号及び第６項中「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは「自転車」と、同条第３項第３号中「製作工場」とあるのは「製作工場又は組立て工場」と、同条第４項第２号、第７項第３号及び第８項第１号中「原動機を用いる歩行補助車等の製作」とあるのは「自転車の製作又は組立て」と、同条第７項第２号中「原動機を用いる歩行補助車等の製作」とあるのは「自転車の製作、組立て」と読み替えるものとする。

（安全器材等の型式認定）

第 39 条の６　次に掲げる安全器材等の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する安全器材等の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

一　牽引の用具

二　自転車に備えられる反射器材

三　夜間用停止表示器材

四　昼間用停止表示器材

２　（略）

３　第 39 条の２第３項から第８項までの規定は、第１項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「安全器材等」と読み替えるものとする。

（運転シミュレーターの型式認定）

第 39 条の７　模擬運転装置の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する模擬運転装置の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

２　（略）

３　第 39 条の２第３項から第８項までの規定は、第１項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「模擬運転装置」と読み替えるものとする。

○　原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成４年国家公安委員会規則第 19 号）

（指定の基準等）

第２条　府令第 39 条の２第４項第３号（府令第 39 条の３第３項、第 39 条の４第３項、第 39 条の５第３項、第 39 条の６第３項及び第 39 条の７第３項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。

２　国家公安委員会は、前項の規定により申請をした法人（以下この項において「指定申請法人」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その指定をしなければならない。

一　府令第 39 条の２第４項第３号の試験（以下「型式認定試験」という。）を適正に行うため必要な知識及び技能を有する者が試験を行うこと。

二　型式認定試験を適正に行うため必要な施設及び設備を使用して試験を行うものであること。

三　型式認定試験を適正かつ確実に行うため必要な経理的基礎を有するものであること。

四　型式認定試験以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより型式認定試験が不公正になるおそれがないこと。

五　指定申請法人が、原動機を用いる歩行補助車等、駆動補助機付自転車、原動機を用いる車いす、自転車、安全器材等又は模擬運転装置（以下「車等」という。）の製作、組立て又は販売を業とする者（以下「製作事業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　指定申請法人が株式会社である場合にあっては、製作事業者等がその親法人（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第１項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ　指定申請法人の役員（持分会社（会社法第 575 条第１項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める製作事業者等の役員又は職員（過去二年間に当該製作事業者等の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　指定申請法人の代表権を有する役員が、製作事業者等の役員又は職員（過去二年間に当該製作事業者等の役員又は職員であった者を含む。）であること。

３．　指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	法人番号	指定、登録の理由等
公益財団法人 日本交通管理技術協会	平成７年 10 月	東京都新宿区市谷田町２丁目６番 (03-3260-3621)	6011105004854	道路交通法施行規則第 39 条の２第１項、第 39 条の３第１項、第 39 条の４第１項、第 39 条の５第１項、第 39 条の６第１項及び第 39 条の７第１項の型式認定に必要な試験を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有していると認められたため。

４．指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

５．指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定試験：42,800～939,000 円 （詳細は http://www.tmt.or.jp/examination/index.html 参照）	人件費、物件費その他の経費から算出 (試験手数料内訳)

６．指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成 28 年）

改善すべき事項は特になし。

７．政策評価

平成 28 年度末までに実施予定

８．指定申請要領